

緊急事態宣言解除後の当院における新型コロナウイルス感染症の主な対策  
(2020年4月20日の修正)

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除を受けて、一般診療の開始30分間に設けていました「発熱がある患者さん」の発熱外来を中止としますが、引き続き慢性疾患の患者さんとの接触を極力避けるために、待合室を分けて診療をすすめていきます。また下記のような対策も継続して講じていきたいと思えます。

1. 発熱がある方は「隔離室」「観察室」等を利用し、慢性疾患の方との接触を避ける
2. 慢性疾患（ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、鼻炎、花粉症、便秘、夜尿症など）の方は保護者のみの受診可
3. キッズスペースを撤去し待合室の拡充
4. 待合室では可能な限り2m以上の間隔をあける
5. 午前、午後ともに少なくとも2回ずつの環境消毒を行う
6. 入口に患者さん用の手指消毒アルコールを常備
7. 入り口の自動ドアおよび窓などを開放して定期的に換気を行う
8. スタッフがマスクやフェイスシールドなどの着用
9. どうしても受診ができない場合の電話再診（慢性疾患のみ）やオンライン診療  
(9は現在検討中)

当院では、多くの子どもたちが安心して受診できるように努めてまいります。患者様・保護者の方にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

(当面の間、このような対策をさせていただきますが、行政や医師会等の指導により変更がある場合もあります)

2020年6月2日